

建設業務に関する特記仕様書

1. 住宅性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」と略す。）に基づき、住棟については住宅性能評価を受け、工事に際しては品確法にのっとり施工する。

2. 工事实績情報システム（CORINS）への登録

工事契約時、登録内容変更時及び完了時に工事实績情報を（一財）日本建設情報総合センターに登録し、登録内容確認書を市に提出する。

注：登録内容変更時とは、工期、技術者配置、請負代金額の変更の場合をいう。

3. 工事の一時中止

工事の一時中止の通知を受けた場合は、一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を市に提出する。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

また、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

4. 施工条件

(1) 施工日

本工事は、週休 2 日（4 週 8 休以上）工事の対象であるため、原則、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、あらかじめ市の確認を受けた場合は、この限りでない。

(2) 施工時間

夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面で市の確認を受ける。

5. 交通安全管理等

※要求水準書【市営住宅等整備業務及び用地活用業務（付帯事業）編】「第 4 市営住宅等整備業務に関する要求水準 5 建設業務に関する要求水準 （1）新築住宅等の建設工事 エ 安全対策」に基づくこと。

[通行許可]

建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法（昭和 25 年法律第 180 号）第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認すること。また、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認すること。

6. 工事故

工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事故発生報告書を提出すること。

7. 施工中の環境保全等

関係法令等を遵守するほか、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように周辺の環境保全に努めること。また仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）を常備し、作業者の健康及び環境保全に努めること。

8. 環境への配慮

[周辺環境への配慮]

低騒音、低振動工法の採用に努める。また、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づく建設機械を使用する。

《建設機械…「名古屋市グリーン購入ガイドライン」公共工事における対象品目》

材料、廃棄物の搬出入ルート、頻度、養生方法を検討し、周辺環境の保全に努める。

貨物自動車を使用する場合は、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、自動車 NOX・PM 法対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努める。

[エコマテリアルへの配慮]

仮設材、養生材、各種材料等は、優先的にリサイクル材料の使用に努める。また、リサイクル利用が困難な材料の使用の抑制に努める。

有害物質を使用しない工法、材料の採用に努め、特に密閉される室内の仕上げ材は接着剤、溶剤や防虫、防腐、防カビ剤、難燃材の情報について確認し選定すること。

[グリーン購入への配慮]

工事の使用材料については、グリーン購入に努めること。

[合法木材]

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成 18 年 2 月 15 日）に準拠した証明書等を提出する。

[せき板の材料]

工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認する。

9. 空气中化学物質汚染対策

本工事において使用する材料は、JAS、JIS 等の材料規格において、ホルムアルデヒド発散量が規定されている場合は F☆☆☆☆（ただしコンクリート型枠用合板を除く）とする。また、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）を含有しないもの、又は含有量が少ないものを使用し、VOC の使用量の低減に努めること。

10. 屋内空气中化学物質濃度測定

※要求水準書【市営住宅等整備業務及び用地活用業務（付帯事業）編】「第4 市営住宅等整備業務に関する要求水準 5 建設業務に関する要求水準 （4）屋内空气中化学物質室内濃度調査」に基づくこと。

11. 発生材の処理等

廃棄物となったコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート（以下「特定建設資材廃棄物」という。）、建設汚泥は、それぞれ分別し、原則としてすべて再生プラント等へ搬出し再資源化を図ること。

なお、上記以外の建設副産物についても廃棄物処理関係の法律及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、分別及び適正処理に努める。

建設副産物の処理については充分配慮し、関係法規等を遵守し適切に行うこと。

発生材等の搬出処理にあたっては以下の事項を行うものとする。

- (1) 建設副産物（建設発生土等、建設廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）
 - ・再生資源利用促進（計画・実施）書を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に搭載されている CREDAS 機能により作成し、電子データ（PDF 形式）も併せて市に提出する。
 - ・再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲示する。
 - ・再生資源利用促進計画書を変更したときは変更の内容を報告する。
- (2) 産業廃棄物
 - ・産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理業許可書の写し（収集運搬、処分）を市に提出する。
 - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表の写し、特定建設資材廃棄物処理実施書を市に提出する。

12. 再生資源の利用

再生資源利用（計画・実施）書を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に搭載されている CREDAS 機能により作成し、電子データ（PDF 形式）も併せて市に提出する。

なお、再生資源利用計画書を公衆の見やすい場所に掲示し、再生資源利用計画書を変更したときは変更の内容を報告する。

13. 六価クロム溶出試験

※要求水準書【市営住宅等整備業務及び用地活用業務（付帯事業）編】「第4 市営住宅等整備業務に関する要求水準 5 建設業務に関する要求水準 （1）新築住宅等の建設工事 イ

施工管理」に基づくこと。

14. 完成図及び電子納品

完成図（設計原図等の電子データを完成時の状態に修正したもの）を作成する。完成図及びその他成果品資料の電子データは、次の電子納品の基準に基づき作成し提出する。

- ・「電子納品に関する運用基準〔建築・建築設備編〕」
- ・「電子データ等納品要領（住宅工事編）」

設計原図（特記仕様書等を含み、完成時の状態に修正したもの）を A3 版に縮小し A4 版に製本した白焼図面を 1 部提出する。表紙・背表紙には件名及び完成図と記入する。

15. 工事写真等

サイズ、提出部数等は下記により、ファイルアルバム等に整理して提出する。

用途	撮影時期	撮影箇所	サイズ	提出部数
補助申請写真	工事中	年度末出来高写真	デジタルカメラ 400 万画素以上	JPEG 形式
	完成時	建物の外観、南面を含む 2 方向以上		CD 1 枚 JPEG 形式
		各住戸タイプの居室、台所、浴室、便所の各 1 カット及び外構、植樹、駐車場、防火水槽等「電子データ等納品要領（住宅工事編）」による		
完成写真		建物の外観 2 方向以上及び建物の各室内外構全景 2 方向及び外構主体部分等「電子データ等納品要領（住宅工事編）」による	スチールカメラ 6×7 版以上 デジタルカメラ 400 万画素以上	ファイルアルバム 1 部 CD 1 枚（別途提出の成果品 CD に含む） JPEG 形式

電子データを「14. 完成図及び電子納品」により作成し提出。写真の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）はすべて本市に帰属する。

完成写真のサイズはネガサイズ相当をいい、プリントサイズはサービス判以上とする。

完成写真は JPEG 形式の高画質とする。全てカラー判とし、撮影時期、方法等は市の指示による。

工事写真の撮影は、営繕工事写真撮影要領（令和 5 年版）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年版）による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 令和 5 年版」に準じる。

16. 施工体制台帳

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 8 第 1 項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む）の写しを市に提出すること。

17. 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度に加入すること。

また、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、市に提示する。

18. 工事の保険

建設工事保険、又は組立保険又は火災保険に、保険期間を工事着手の時から工事目的物の引渡しの日まで加入すること。

19. 工事現場の環境

工事現場において、男女別トイレ、更衣室等の設置など誰もが働きやすい環境に配慮した職場環境づくりを心がける。

20. 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は市へ報告し、警察へ被害届を提出すること。（妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。）

21. その他

工事目的物引渡しまでの電気・水道・ガス等の使用料金（基本料金を含む）は、PFI 事業者にて負担すること。